

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団
私費留学奨学生 募集要項
(秋募集)

2018年10月期 私費留学奨学生 (奨学支援期間:2018年10月～2020年9月)
2019年4月期 私費留学奨学生 (奨学支援期間:2019年4月～2021年3月)

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団は、「日本で学ぶ」
次のような学生を支援します。

- ・ 学業に優れ、学業に専念する者
- ・ 日本文化をはじめ、異文化理解など国際交流に努める者
- ・ 地域交流、ボランティア活動など社会貢献に努める者
- ・ 学んだことを社会に役立てる意欲のある者

書類受付期間：2018年8月22日(水)まで (消印有効)

ただし、2018年10月及び2019年4月期入学の新編入生(学部生)及び新入生(大学院生)に限り
9月12日(水)まで受け付けます。

このたび公益財団法人佐藤陽国際奨学財団は、私費留学奨学生の「秋募集」を行います。
募集対象者(応募資格者)は下記の通りです。

学部学生： 在籍している日本の大学及び高等専門学校等の成績証明書が提出可能な者(資料 I 参照)
大学院生： 奨学金支給開始時に入学する大学院の合格証明書もしくは在学証明書が提出可能な者

募集期間終了日までに合格証明書もしくは内定を証明できる書類の入手できない 2019 年 4 月入学の新編入生(学部生)及び新入生(大学院生)につきましては、2019 年 1 月に「春募集」として別途募集を行います。

申込書の記載にあたり、在籍(進学)大学・学年等につきましては、2018 年 10 月時点をご記入ください。
2019 年 4 月に進学が決定している学生のみ、2019 年 4 月時点の学年をご記入ください。

I. 応募資格 (2018 年 10 月現在) (再応募も可能)

バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディブ、ミャンマー、ネパール、パキスタン、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、東ティモール、ベトナムから来日し、当該国の国籍を有し、文部科学省所轄大学の学部又は大学院に在籍する私費留学生で、下記の条件を満たす者(ただし、日本国籍を有する者、短期大学生及び研究生を除く。)

- ① 国際理解と親善に関心を持ち、当財団の交流会に必ず出席できる者
(交流会は年 6 回、主に東京で開催。交通費支給)
- ② 学習奨励金等の名目の如何にかかわらず他の奨学支援団体等から奨学金又はそれに類する金品を受給していない者(研究助成金、海外インターンシップ助成金などを受給している場合は、事務局に事前に問合せること。貸与奨学金については応募可)
- ③ 学内の特別プログラム等で、用途の自由な金銭を受給していない者
但し、②③については、応募時に上記の金品を受給している場合であっても、当財団の奨学金支給開始時(2018 年 10 月 or 2019 年 4 月)に、支給が終了している場合には、応募可
- ④ 在留資格「留学:college student」を有する者
- ⑤ 日本で就業している親がいない者
- ⑥ 「博士」の学位を取得していない者
- ⑦ 就労していない者
- ⑧ 課程の修学期間が奨学金支給開始時(2018 年 10 月又は 2019 年 4 月)より 1 年以上ある者ただし、当財団の奨学生である学部学生が再応募する場合は、6ヶ月でも可とし、応募及び選考については奨学金支給終了予定月の半年前に行う。(該当する当財団の奨学生の応募書類は別書式になるので、事務局までお問い合わせください。)
- ⑨ 勉学・研究に支障のない日本語能力を有する者
- ⑩ 当財団の奨学生を終了後、SATOM として財団の交流活動やネットワーク参加等に積極的に協力できる者(SATOM(サトム)とは当財団の卒業生の総称です。)
- ⑪ 学部学生は、在籍している日本の大学及び高等専門学校等の日本発行の成績証明書が提出可能な者

II. 奨学金

1. 支給額 学部学生 月額 150,000 円
 大学院生 月額 180,000 円（この他に学会出席補助金制度あり）

2. 支給期間

奨学金の支給開始時期は選考委員会が個別に決定します。

- ・ 2018 年 10 月期生 2018 年 10 月から 2020 年 9 月までの 2 年間
- ・ 2019 年 4 月期生 2019 年 4 月から 2021 年 3 月までの 2 年間

※ただし、採用時の課程修了までの標準修業年限とする。

2 年以内に採用時在籍課程を卒業又は修了した場合（学部から修士、修士から博士へ進学など）は、その時点で支給終了となる。（例：学部 4 年生、修士 2 年生の場合、支給期間は 1 年間となる。）

※博士後期課程採用者について

- ・ 課程修了までの期間
- ・ 2 年以上の奨学金受給予定の学生は、奨学金支給開始時より 1 年半後に選考委員会による研究の進捗確認を行い、標準年限内に博士号の取得が困難と判断された場合に、奨学金の支給が通常の 2 年で終了することもある。

3. 支給方法 支給は 2 ヶ月に一度、2 ヶ月分を本人名義の口座に振り込む。

III. 募集人数

約 20 名

IV. 書類受付期間

2018 年 8 月 22 日（水）まで（消印有効）

- ・ ただし、2018 年 10 月及び 2019 年 4 月期入学の新編入生（学部生）及び新入生（大学院生）に限り 9 月 12 日（水）まで受け付けます。

V. 応募書類

奨学金受給開始時に在籍する課程の提出書類を添付してください。

提出書類については、学生が記入する部分は全て自筆であること。ひらがな、カタカナでも可

○:必須

応募書類	用紙	学部	修士	博士	備考
奨学生申込書	別紙①	○	○	○	日本語 自筆
履歴書 1・2	別紙②	○	○	○	日本語 自筆
推薦状	別紙③	○	○	○	英語の場合は日本語訳を添付 ※指導教員により厳封のこと
評価書 (博士課程対象)	別紙④	—	—	○	
エッセイ ※	別紙⑤	○	○	○	日本語 自筆 (所定用紙 A4 2枚)
学業成績表		○	○	○	資料 I 参照
研究実績	A4	—	○	○	日本語 ワープロ可 資料 II 参照
研究計画書	A4	—	○	○	日本語 ワープロ可 資料 II 参照 1枚
在学証明書(原本)もしくは合格証明書(コピー)		○	○	○	新入・新編入の場合は「合格証明書」もしくは「入学内定を証明できる書類」(コピー可)

※ 別紙②「履歴書 1」の「語学能力(日本語・英語・その他語学力)」の欄は選考において参考にする。

※ 別紙③「推薦状」は、指導教員に記入のこと。ただし、指導教員が決まっていない学生に限り、あなたのことをよく知っている在籍教育機関の教員または身元保証人、寮長などが記入することを認める。

※ 当財団奨学生経験者は、別紙⑤「エッセイ」のテーマを別に設ける。当財団ホームページ「奨学生のページ(パスワード有)より、再応募用のエッセイフォームをダウンロードすること

※ 応募書類は返却しない。

VI. 応募方法

2018年10月に在籍する大学の留学生課を窓口として、「V. 応募書類」を書類受付期間内に当財団宛に郵送のこと。書類不備及び応募者個人からの直接郵送の場合は無効とする。

※上記窓口が応募を受け付けない場合に限り、新編入生(学部学生)及び新入生(大学院生)の応募に関しては、在籍学校を窓口とすることも可とする。

【留学生課からの応募方法について】

下記の点に注意し、留学生課を窓口として応募書類を一括して財団事務局宛に提出ください。

1. 長形 3 号封筒 (留学生課住所・担当者名を明記の上、82 円切手貼付) …… 2 通

財団から留学生課へ受付番号等を一括送付する際に使用する。大学毎に 2 通同封すること

2. 応募書類(厳封書類除く)の中に A4 サイズ以外の書類がある場合は A4 サイズにコピーしたものを、原本とともに同封すること

両面コピー不可、ホチキス留め不可

3. 厳封書類は、応募書類の一番上にクリップで添付すること

書類間に厳封書類を挟まないこと

【応募書類送付先】

〒153-0064

東京都目黒区下目黒 1-7-1

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団 事務局

VII. 選考及び結果発表

一次選考 書面選考

- ・ 一次選考の結果は、10月4日(木)に留学生課宛に発送する。

二次選考 面接 10月20日(土)または10月21日(日)に東京にて実施する。

出席必須(国内交通費支給)

- ・ 面接は日本語で行う。
- ・ 二次選考の要領は一次選考結果通知後、対象者の留学生課宛に郵送する。
- ・ 二次選考の結果は、10月23日(火)に留学生課宛に発送する。

※選考の結果は、一次選考(10月4日発表)、二次選考(10月23日発表)ともに、発表日の午前10時より財団のホームページ(<http://www.sisf.or.jp>)に合格者の受付番号を掲載するが、郵送にて通知する「選考結果」で最終確認をしてください。なお、応募者は受付番号を事前に留学生課に確認してください。

※合格した学生は、11月18日(日)の認証式の出席が必須となる。

VIII. 留意事項

奨学生が下記の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を停止することがある。

(「奨学生規則」を当財団のホームページ(<http://www.sisf.or.jp>)で事前に確認してください。)

- ①交流会を無断で欠席した場合
- ②「生活報告書」を期限内に提出しなかった場合
- ③年間45日を超えて日本を離れた場合
- ④病気その他の理由により修学または研究を継続できない場合
- ⑤指導教員から修学または研究の継続が不適当とされた場合
- ⑥学業成績が不良の場合
- ⑦休学・転学の場合(出産、育児による休学を除く)
- ⑧法律や社会秩序に反する行為を行った場合
- ⑨財団の名誉を傷つける行為をした場合

【個人情報の保護について】

応募書類に記載された内容は、個人情報として取り扱い奨学生選考の目的にのみ使用します。ただし下記の場合は、関係者に対して個人情報が開示されることがありますのでご了承ください。

- ① 選考のため、選考委員へ応募書類を開示する場合
- ② 重複支給の確認のため、大学担当者及び奨学団体に「合格者一覧」を提供する場合

【問い合わせ先】

〒153-0064

東京都目黒区下目黒 1-7-1

公益財団法人佐藤陽国際奨学財団 事務局

電話: 03-5487-2775

E-MAIL: sisf@sato-global.com